

収入基準明細（改良住宅を除く）

R3.7.1改正

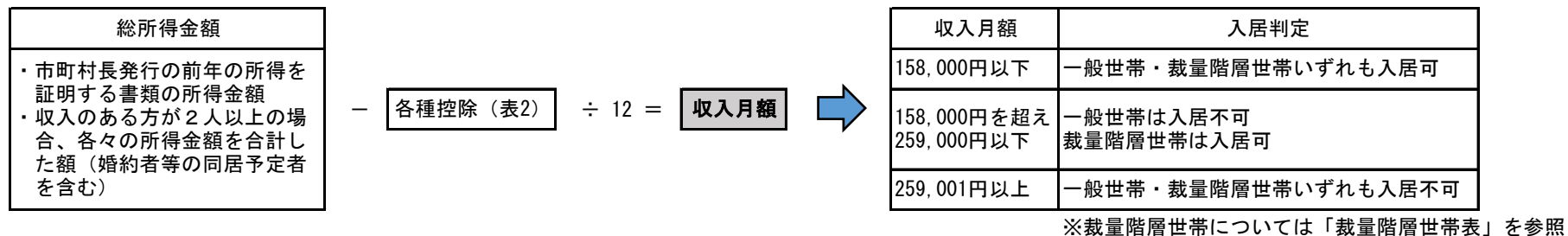


表1 給与所得者の金額の算定方法

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額 × 40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額 × 30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額 × 20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

表2 各種控除一覧

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	給与所得等控除	申込親族のうち給与所得または雑所得のある方	1人につき所得から10万円を限度に控除
	同居親族控除	申込親族のうち申込者以外の方	1人につき38万円
	扶養親族控除	申込親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき38万円
特別控除	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中の年齢70歳以上の方で、扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中の年齢16歳以上23歳未満の方で、扶養親族控除の対象として認められている方	1人につき25万円
	障害者控除 (特別障害者控除)	申込者または一般控除対象者の中で精神または身体に障害があり、手帳等の交付を受けている方	1人につき27万円
		精神に重度の障害がある方→1障害者 身体に重度の障害がある方→1~2級障害者	1人につき40万円
	寡婦控除	次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻をしていない方で、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき所得から27万円を限度に控除
ひとり親控除	現に婚姻（事実婚を含む）していない方で、扶養する子がおり、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき所得から35万円を限度に控除	

【例】給与等の収入金額が2,000,000円の場合

所得控除額

2,000,000円 × 30% + 80,000円 = 680,000円

所得控除後の金額

2,000,000円 - 680,000円 = 1,320,000円

## 収入基準計算例①

申込家族2人で夫に給与所得があり、妻が専業主婦の場合

【総所得金額の計算】

夫の給与所得 **2,000,000円 (a)**

【控除金額の計算】

給与所得者が1名（夫）、同居親族が1人（妻）なので、表2より

$$\begin{array}{r} \text{給与所得等控除} \\ 100,000\text{円} \end{array} \times (1\text{人}) + \begin{array}{r} \text{同居親族控除} \\ 380,000\text{円} \end{array} \times (1\text{人}) = \mathbf{480,000\text{円 (b)}}$$

【控除後の収入月額計算】

$$\begin{array}{r} \text{総所得金額 (a)} \\ \mathbf{2,000,000\text{円}} \end{array} - \begin{array}{r} \text{控除金額 (b)} \\ \mathbf{480,000\text{円}} \end{array} = \begin{array}{r} \text{控除後の年間所得金額} \\ 1,520,000\text{円} \end{array} \quad \frac{1,520,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = \begin{array}{r} \mathbf{126,666\text{円}} \\ \text{(収入月額)} \end{array} \Rightarrow 158,000\text{円以下なので入居可}$$

## 収入基準計算例②

申込家族4人（夫、妻、子2人）で、夫と妻に給与所得があり、  
うち1名の身体に重度の障害（1級）があり、手帳の交付を受けている場合

【総所得金額の計算】

$$\text{①夫の給与所得 } 2,500,000\text{円} \Rightarrow \text{①} + \text{②} = \mathbf{4,000,000\text{円 (a)}}$$

$$\text{②妻の給与所得 } 1,500,000\text{円}$$

【控除金額の計算】

給与所得者が2名、同居親族が3名、特別障害者が1名なので、表2より

$$\begin{array}{r} \text{給与所得等控除} \\ 100,000\text{円} \end{array} \times (2\text{人}) + \begin{array}{r} \text{同居親族控除} \\ 380,000\text{円} \end{array} \times (3\text{人}) + \begin{array}{r} \text{特別障害者控除} \\ 400,000\text{円} \end{array} \times (1\text{人}) = \mathbf{1,740,000\text{円 (b)}}$$

【控除後の収入月額計算】

$$\begin{array}{r} \text{総所得金額 (a)} \\ \mathbf{4,000,000\text{円}} \end{array} - \begin{array}{r} \text{控除金額 (b)} \\ \mathbf{1,740,000\text{円}} \end{array} = \begin{array}{r} \text{控除後の年間所得金額} \\ 2,260,000\text{円} \end{array} \quad \frac{2,260,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = \begin{array}{r} \mathbf{188,333\text{円}} \\ \text{(収入月額)} \end{array} \Rightarrow 158,000\text{円を超え}259,000\text{円以下であるが、} \\ \text{裁量階層世帯のため入居可}$$